

< 世田谷区の人口の推移 >

< 5年間の人口の増減(平成25年 30年 平成21年 26年) >

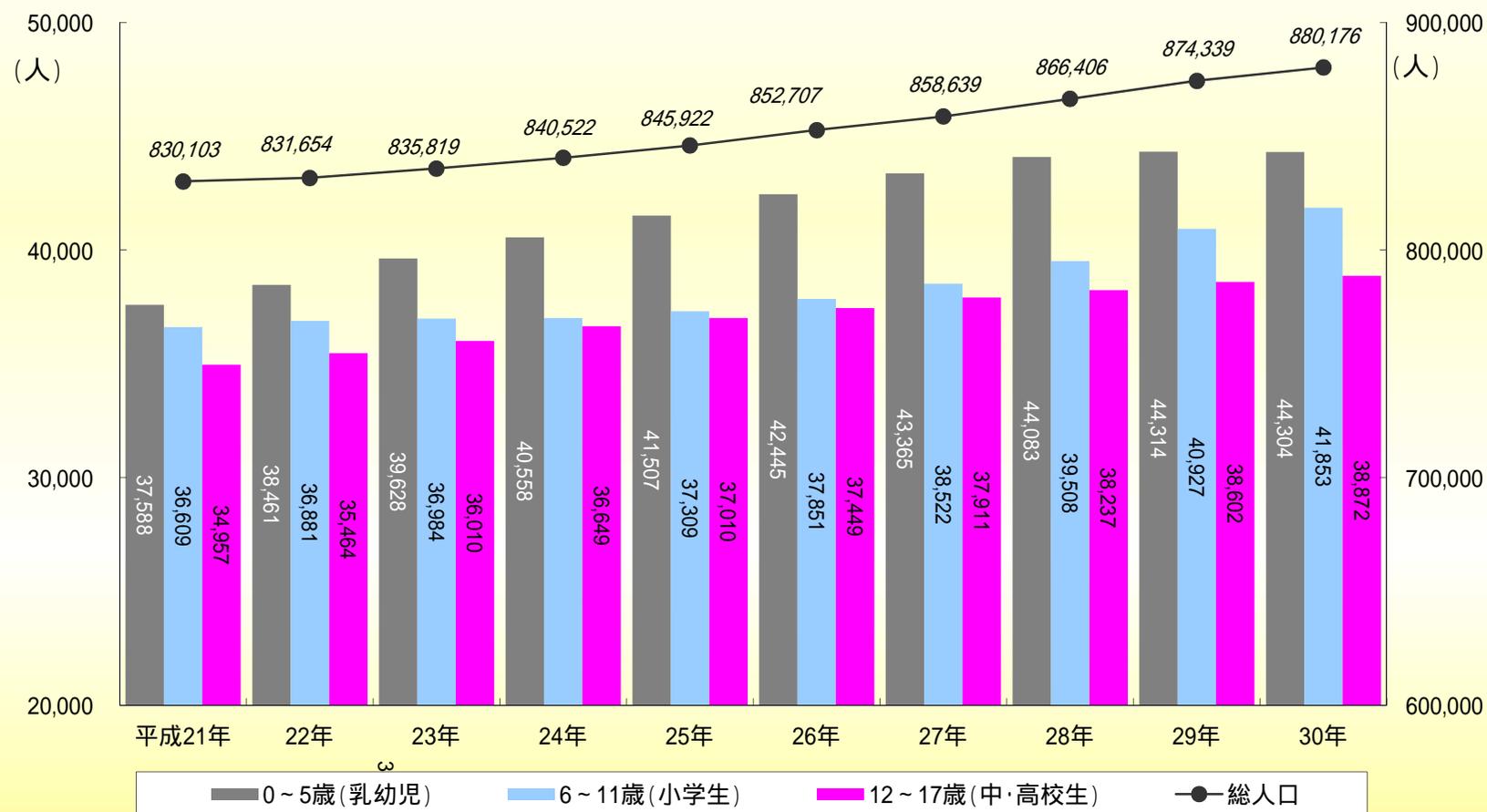
・平成25年 30年

0～5歳人口 2,797人増、 6～11歳人口 4,544人増、 12～17歳人口1,862人増

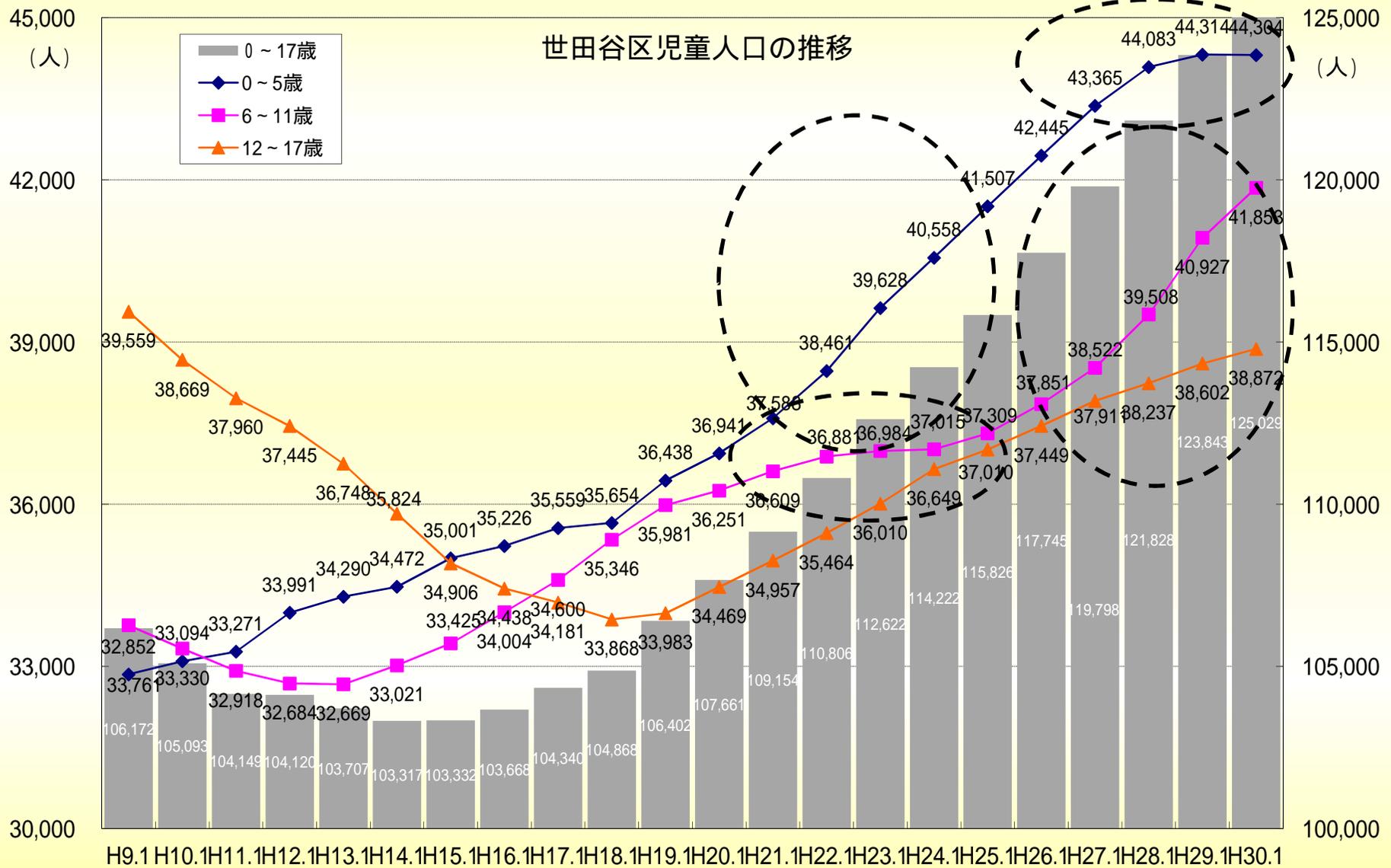
・平成21年 26年

0～5歳人口 4,857人増、 6～11歳人口 1,242人増、 12～17歳人口2,492人増

乳幼児、少年人口と総人口の推移(各年1月1日現在)



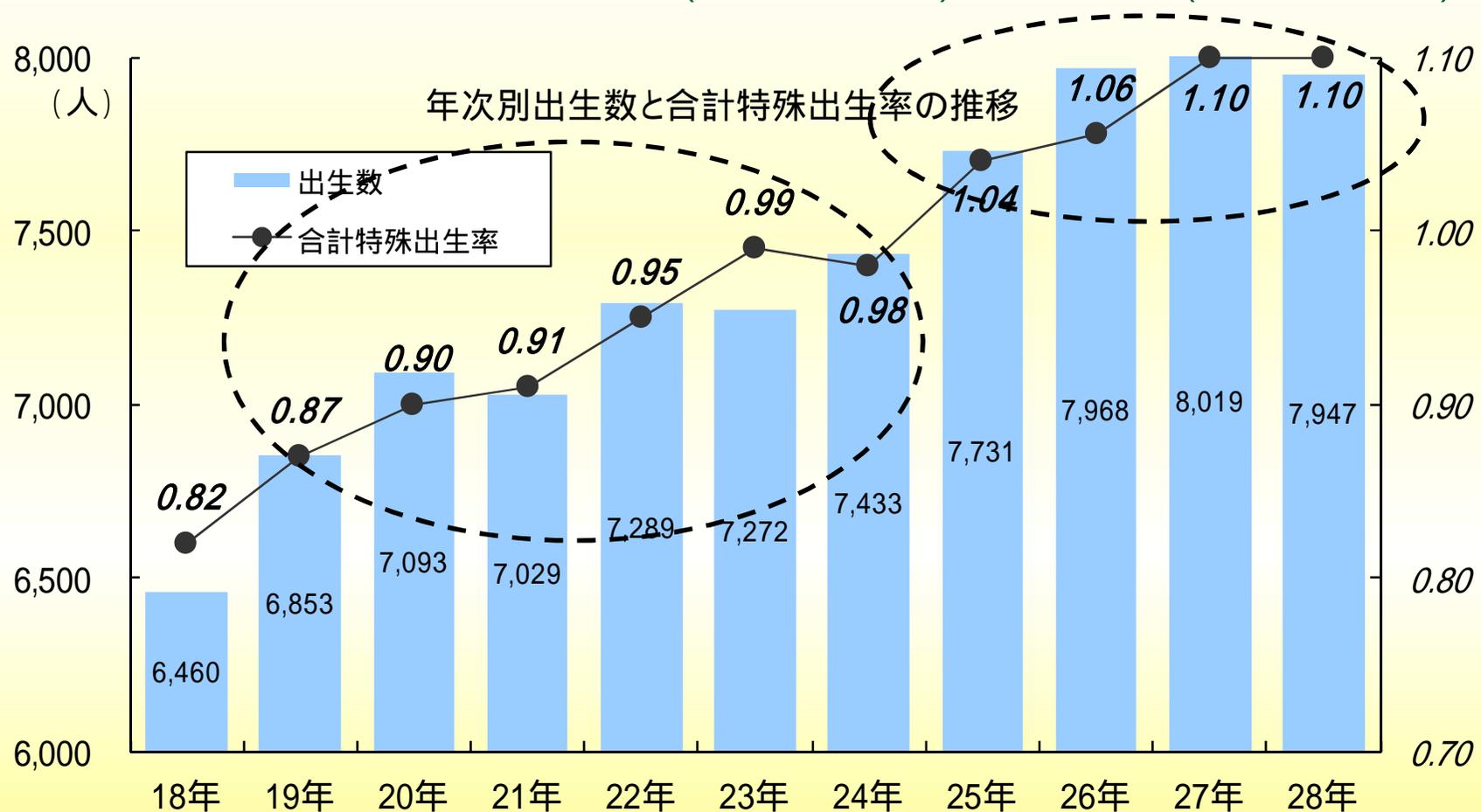
< 世田谷区の人口の推移 >



< 出生数と合計特殊出生率の推移 >

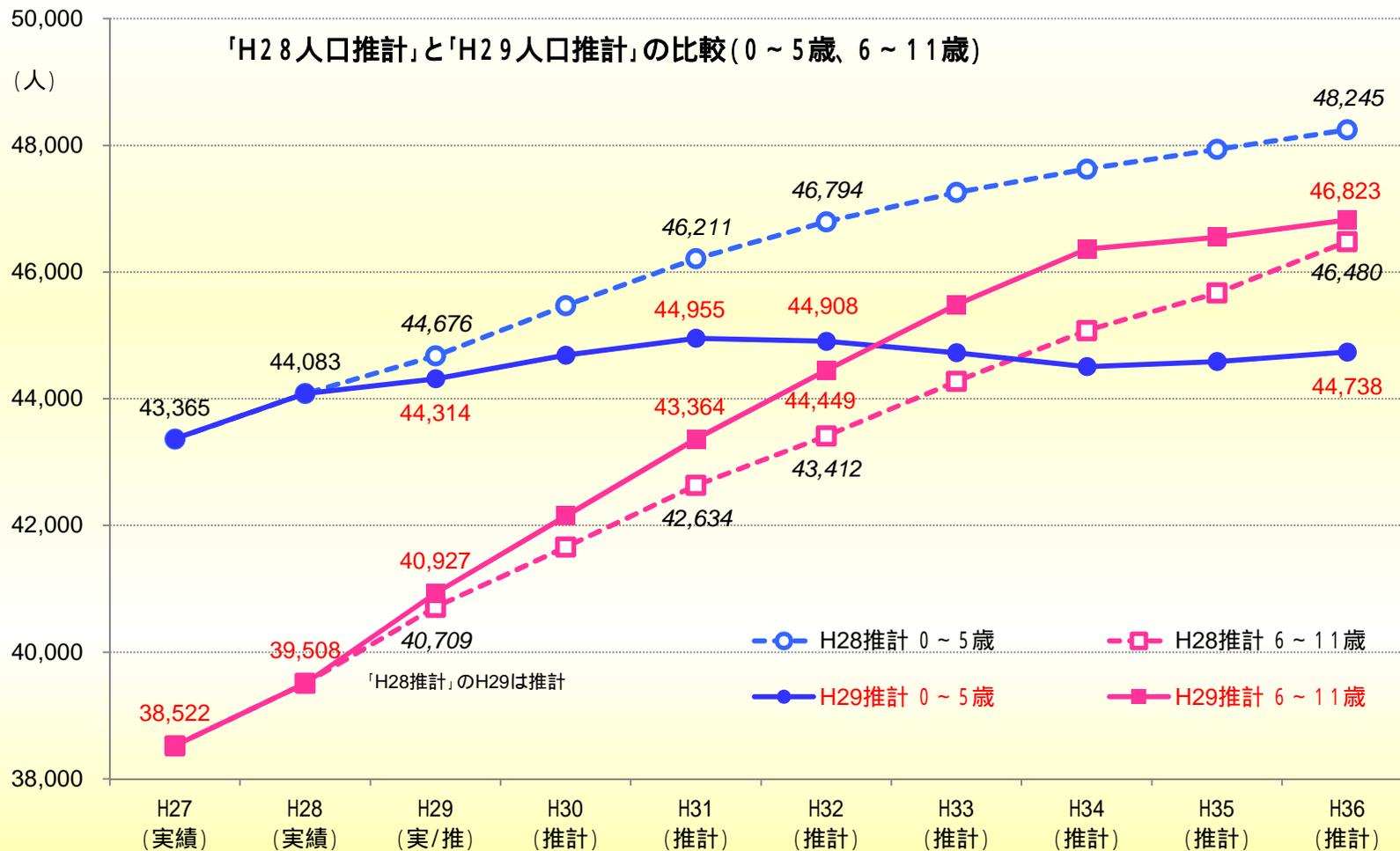
出生数、合計特殊出生率ともにここ10年で増加傾向にあるが、直近3年間は約8,000人の同程度で推移している。

- ・出生数 6,460人(平成18年) 7,947人(平成28年)
- ・合計特殊出生率 0.82(平成18年) 1.10(平成28年)



< 世田谷区の子ども人口の推計 >

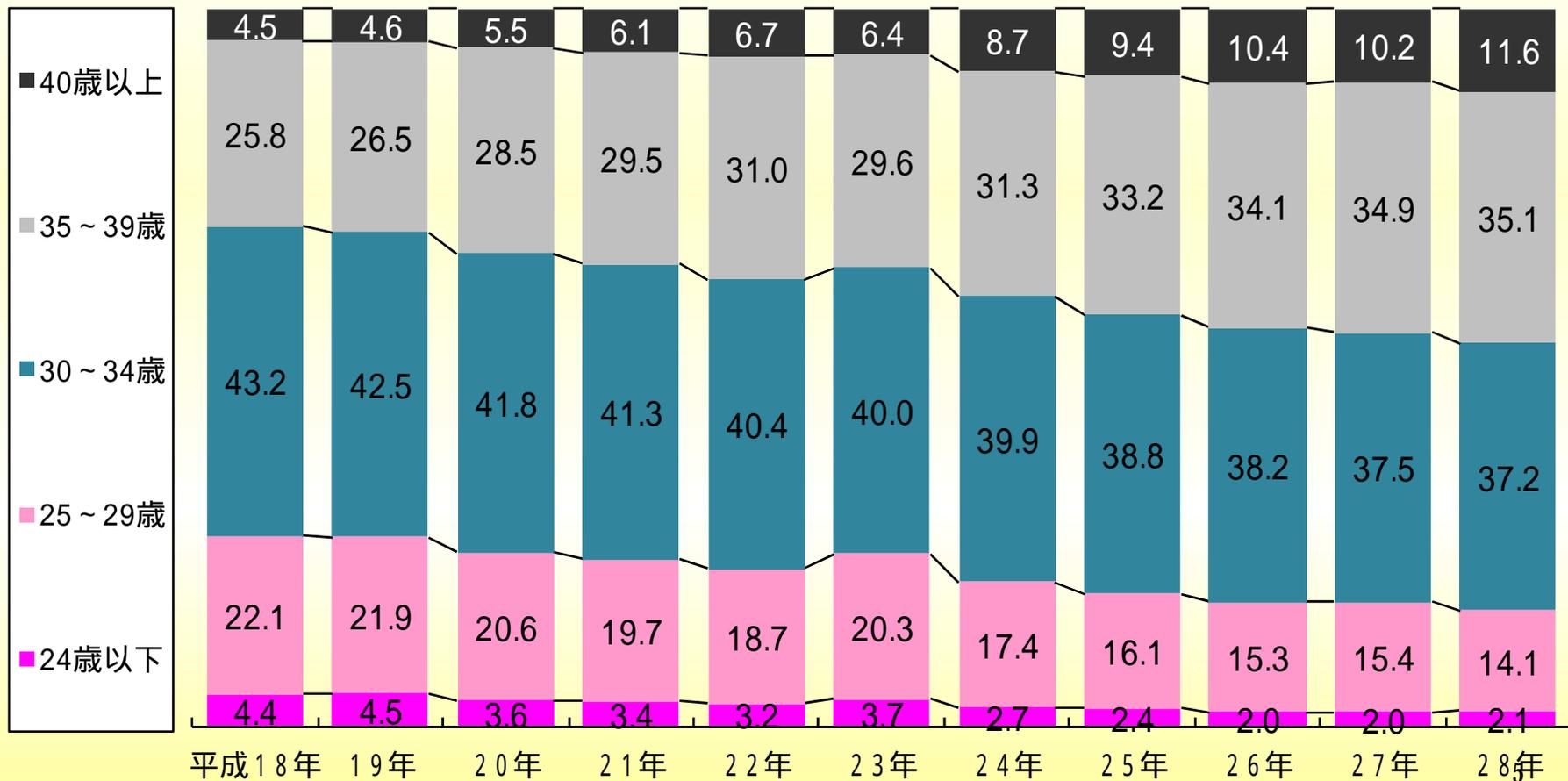
平成28年3月時点の人口推計では、近年の子ども人口の増が反映され、引き続き増加傾向を示していたが、平成29年7月に策定した新たな人口推計では0～5歳人口については横ばいで推移する、という推計結果になった。



< 出生時の母の年齢別割合の推移 >

35歳以上で出産する割合が年々増加しており、平成28年は全体の46.7%を占めている。

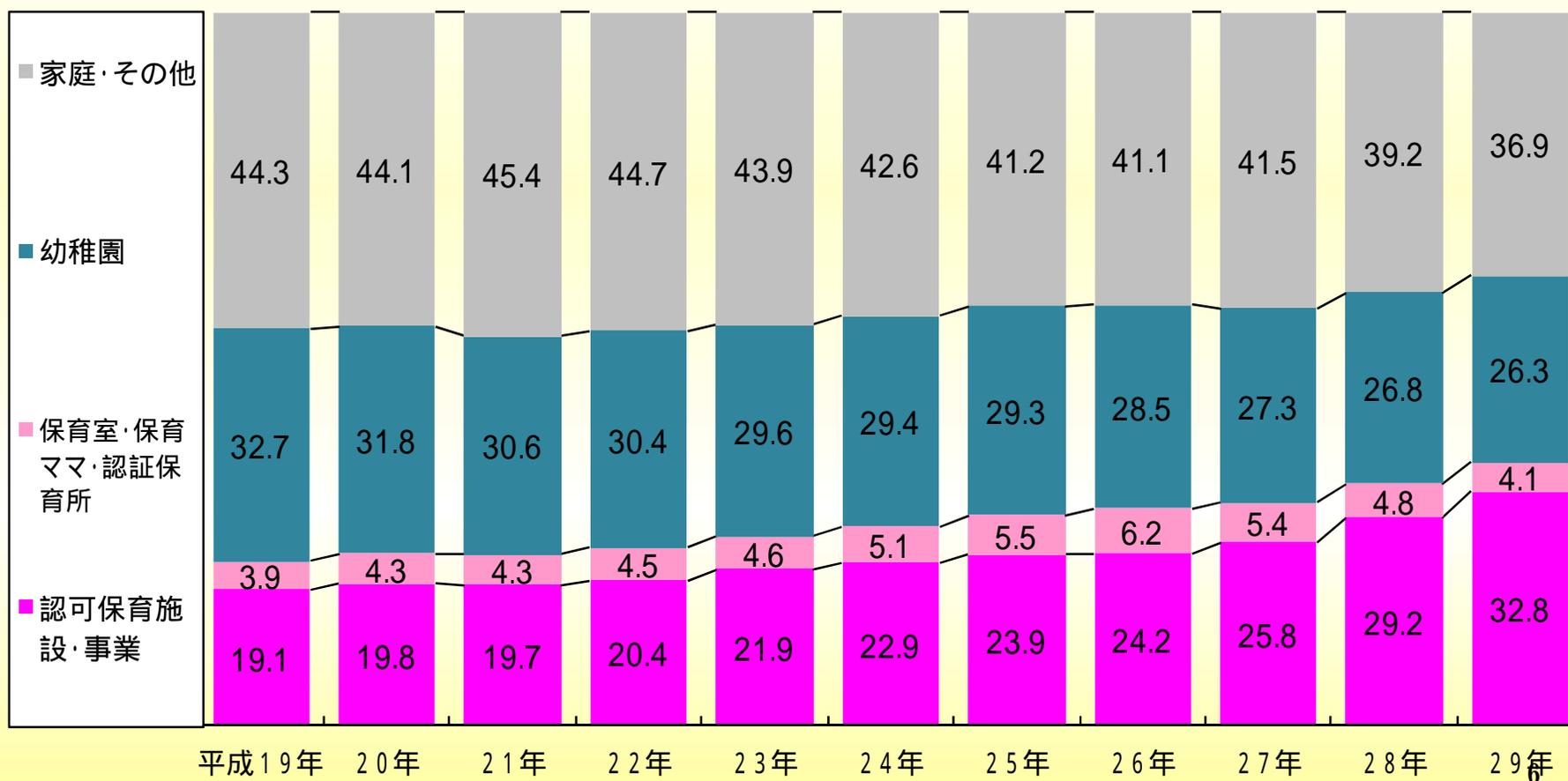
出生時の母の年齢別割合



< 乳幼児の養育状況の推移 >

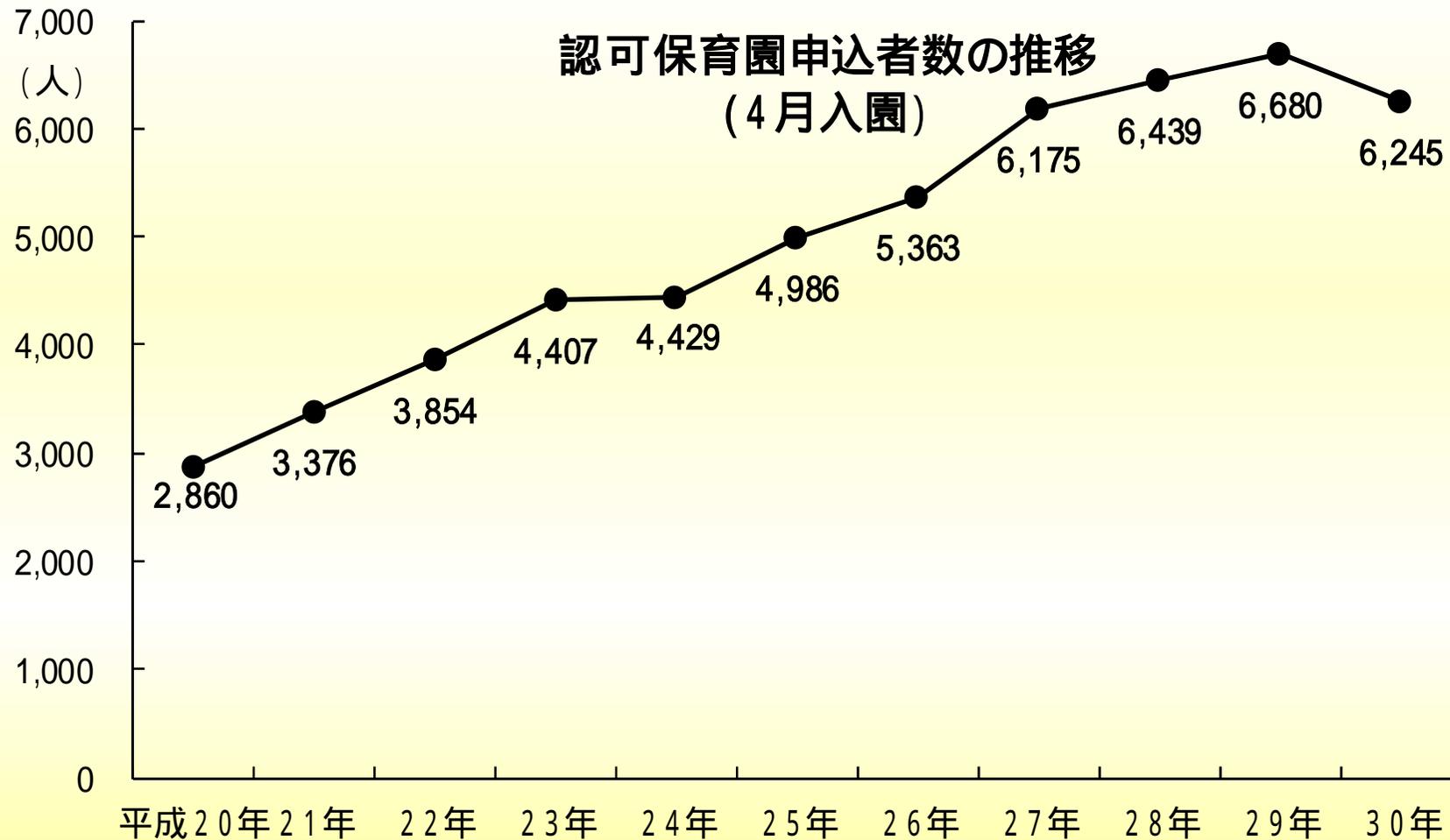
保育(認可保施設・事業、保育室・保育ママ・認証保育所)の入所状況の割合は年々上昇しており、29年度は全体の36.9%が保育を利用している。

乳幼児の養育状況の推移



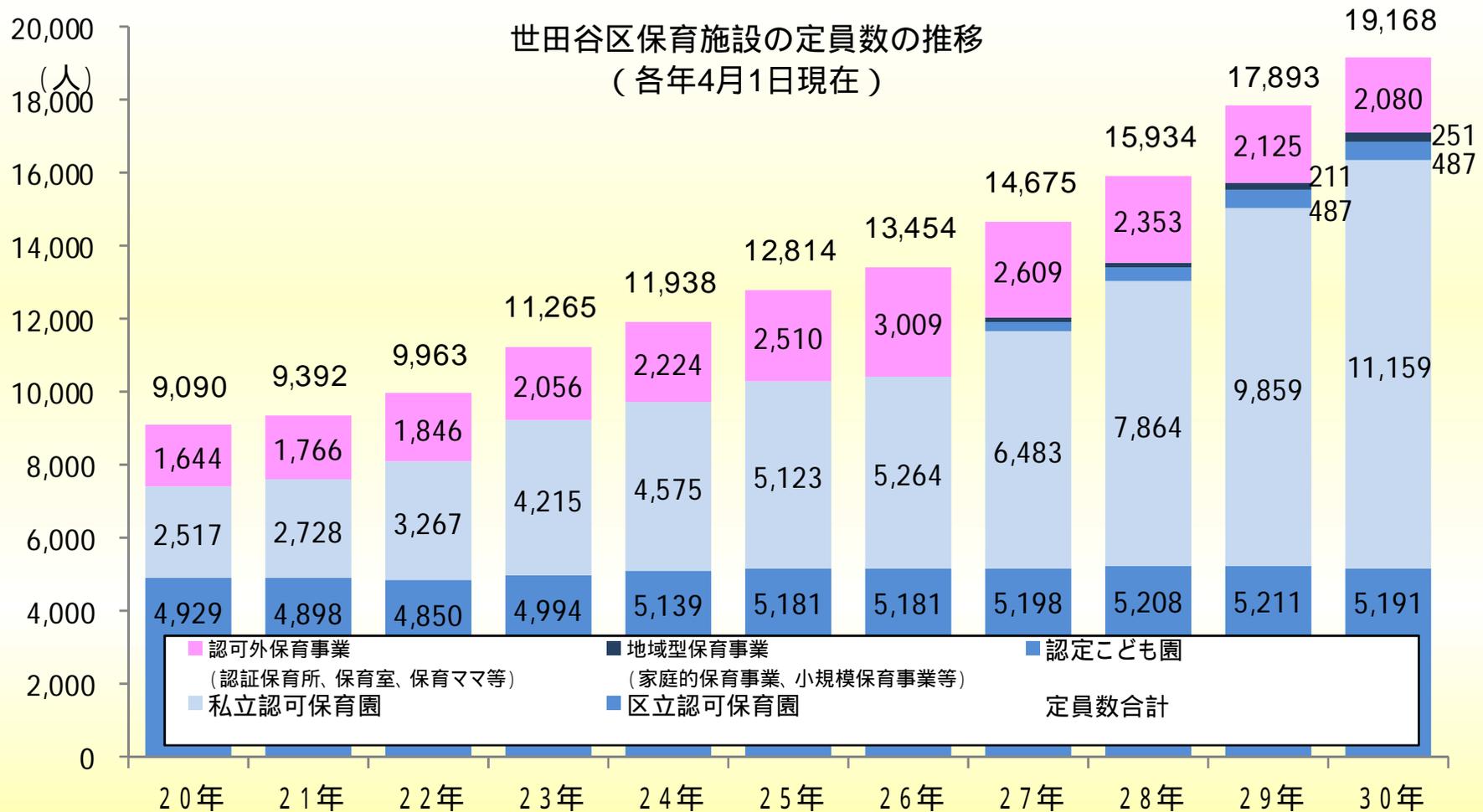
< 認可保育園申込者数（4月入園）の推移 >

認可保育園の申込者数は、年々増加していたが、平成30年度は減少に転じた。この10年では約2.2倍増加している。



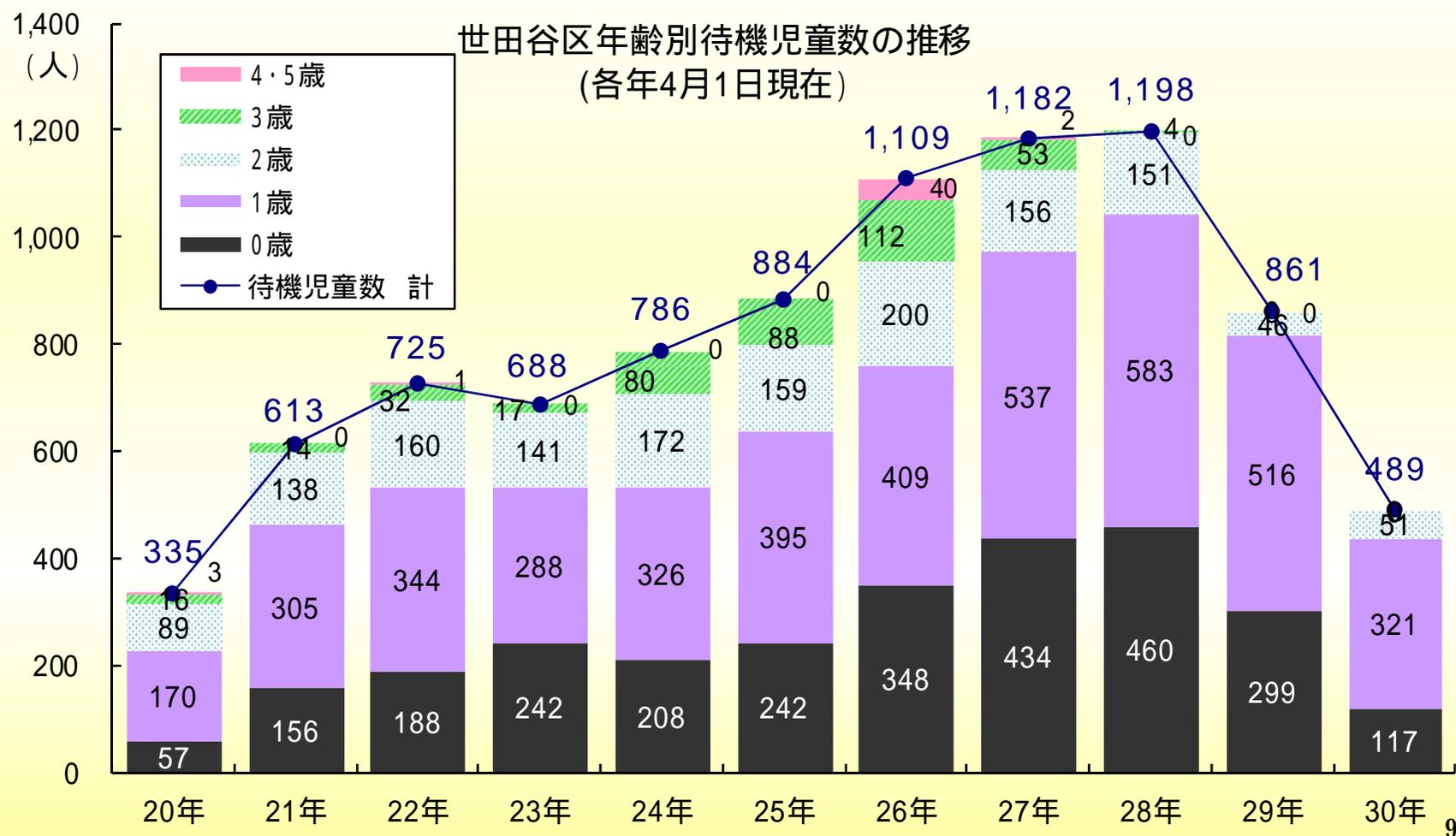
< 保育定員数の推移 >

保育を希望する方の増加に対応するため整備を行い、平成29年度は 1,275名分の定員拡大を行った。



< 保育待機児童数の推移 >

未就学児童の増加や保育ニーズの増大により増え続けてきた保育待機児童数は、2年連続の減少となり、平成30年度は前年度に比べ372人減の489人となった。



子ども・子育て支援事業の需要量見込み・確保の内容・実績

ひろば事業	26年度実績	29年度	31年度
需要量見込み	-	60か所	61か所
確保の内容	-	53か所	61か所
確保実績	41か所	53か所	

(人日)

一時預かり事業(幼稚園以外)	26年度実績	29年度	31年度
需要量見込み	-	205,344	210,515
確保の内容(一時預かり)	-	176,000	199,100
確保の内容(ファミサポ)	-	26,248	27,094
確保の内容(合計)	-	202,248	226,194
確保実績(一時預かり)	118,560	155,600	
確保実績(ファミサポ)	15,727	26,303	
確保実績(合計)	134,287	181,903	

法制定、法改正に基づく区の状況変容

(1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月公布）

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するとともに、区市町村の役割・責務を明確化し、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うものとする。

2. 児童虐待の発生予防

区市町村は妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所設置自治体を拡大し、特別区においても設置可能とするとともに、児童相談所の体制強化、権限強化等を図るものとする。

区市町村は、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、児童相談所の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づけるなど里親委託等の推進を図るものとする。

法制定、法改正に基づく区の状況変容

(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月公布）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に策定。

子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に関連分野における総合的な取組として行うものとしたうえで、地方公共団体は、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとし、都道府県は子どもの貧困対策についての計画の策定に努めるものとする。

具体的な施策については今後策定する大綱で示されることとされており、現行の子ども計画策定にあたっては、生活困窮家庭の子どもへの支援について掲げた。

子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）

貧困の世代間連鎖の解消や第一に子供に視点を置いた切れ目のない施策実施等10の基本的な方針を掲げ、教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援等、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けた施策を示した。

法、大綱、子ども計画を踏まえ、貧困の未然防止、連鎖の防止の観点から、平成27年度に検討を進め、支援につながる、学びや居場所の支援、生活の支援、仕事の支援、住まいの支援を5つを柱に、支援につながる仕組みづくり、居場所づくり、学習支援、児童養護施設退所者等支援など多様な施策展開を進めている。